

子ども子育て審議会 審議会長 森田明美様

西東京市学童クラブ連絡協議会
会長

子ども子育て審議会 審議事項についての意見

平素より、学童クラブ運営ならびに子育て環境の整備にご尽力いただき誠にありがとうございます。

西東京市学童クラブ連絡協議会（以下、学童連協という）では、6月29日開催の西東京市子ども子育て審議会専門部会（平成26年度第1回基準部会）において、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に対する西東京市学童クラブ連絡協議会の考え方」（以下、提出資料という）を提示させて頂きました。第1回基準でも幾つか市よりご回答頂きましたが、考え方を明記させて頂いた全ての箇所に文書で市の考えをお聞かせください。以下の補足をつけましたので何卒よろしくお願ひ致します。

1. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準について

西東京市の学童クラブの運営は、ガイドラインを基に運営されているものと認識しています。基準部会での市の説明では、現在の運営は維持していくが条例は国基準で策定するというものでしたが、第1回基準部会の資料でも示されているとおり、「放課後児童健全育成事業者は、最低基準を越えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。また最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。」と国基準に謳われているため、現行のガイドラインが西東京市の最低基準と考え、巡回指導等を含むしうがい児の対応についても明文化されているガイドラインを条例化すべきと考えます。育成料の取り扱いについても記載が必要との認識です。

(1) 目的・役割（理念）について

提出資料の「最低基準の目的」に放課後児童健全育成事業の目的・役割として「保護者に代わって学童クラブにおいて生活の場を確保し、適切な遊びや指導を行うことで、心身の健全な育成を図ることを目的とする」を盛り込むべきであると考えます。明らかな目的・役割があることで、各基準への共通理解を図ることができるものと考えます。

条例の中に位置づけることが難しいという判断であれば、「西東京市子育ち・子育てワイワイプラン」の中で、明文化すべきと考えます。

(2) 支援の単位について

厚生労働省の省令では、支援の単位はおおむね40人以下とされています。審議会資料の市の考え方（案）で、西東京市も支援の単位を40人と定める事を考えているのだと読み取れました。

尚、一支援の単位（40人）とは、集団の規模であり、施設の定員ではないとの考えが示されています。

本年、ひばりヶ丘北学童クラブ、中町学童クラブについては、超過解消の為、同一施設内に第1学童クラブ、第2学童クラブを設置し分割をして頂きました。子ども達も落ち着きを取り戻し、指導員も一人一人にじっくり関われる様になり、双方にとって良い結果となりました。児童青少年課におかれましてはご尽力ありがとうございました。

本年度の状況を鑑みると、支援の単位がきちんと把握出来るように、学童クラブ毎に児童、指導員

を分割し、備品等についても別々に用意を頂く（専用施設を設ける）ことが、学童クラブは「毎日の生活の場」という役割を果たし、保育の質の改善には非常に有効である事がわかりました。40人以上の児童を抱える学童クラブについては、今後この対応をより広範囲に適用していく必要性を感じ、「一支援の単位（40人）とは、施設の定員」と考えます。

(3) 対象年齢について

現在、学童クラブに入所出来る児童は、「市内に居住し、小学校に就学しているおおむね10歳未満（心身に障害がある児童で、市長が必要と認めるものにあっては、13歳未満）の児童」と規定されています。

児童福祉法においては、平成24年8月に6条の3第2項が改正され、学童保育事業とは「小学校に就学している児童」が対象とされました。これは近年、子どもの遊びや生活支援の場が整っていないところが多いという問題や、昨今の地域の安全性の問題などからも一般的な問題として積極的に位置づけたものと理解しています。

本市においても、高学年の学童保育の必要性については、ニーズ調査から見て全くないという状況ではありません。特に保護者が就労や疾病、介護等により昼間家庭での養育が出来ない高学年の子どもにとって、「気分がすぐれず大人に相談に乗ってほしい」「校庭や児童館で思い切り体を動かす気分ではない」など、子ども達が心身において不安定な状態にある場合は、自分の事をよく知る指導員がいる学童クラブは、とても安心出来る環境だと考えます。

また、高学年の学童保育の必要性については、本当に必要かという観点で検討される事が多いと思います。しかしながら、自立を促す側面から保護を必要とする場面は低学年と比較し、減りはしても、子ども達の成長度合いは学年だけで測られるものでは無く、個人差があると考えます。

地域の中で、自分の名札がある場所が存在する事は、子ども達だけでなく保護者も含めて、大きな安心に繋がる事は明らかです。子どもが静かに過ごせる場や、ゆっくりできる場が西東京市内には少ないと感じています。

セーフティーネット、社会福祉の観点から4年生まで市内の学童クラブに在籍し、高学年においても学童クラブを必要とする児童には、申請を可能とする対応が必要と考えます。

2. 児童館が果たす役割について

2011年11月策定の「公共施設の適正配置等に関する基本計画」において、児童館の適正配置が謳われています。

計画通り、2014年度末で西原児童館及び西原学童クラブが閉鎖される旨の報告がありました。

また、今後の見直しの対象となっている、「田無児童館、田無柳沢児童館、新町児童館」のすべての児童館に学童クラブが存在します。

子ども子育て支援新制度により、今後益々学童クラブの充実が図られると思います。また、学童クラブの充実に伴い、学童クラブを管理している児童館が果たす役割も大きくなると考えます。

学童クラブの運営は、児童館職員の指導の下、嘱託職員による運営が行われる事になっております。民間委託学童クラブの所管も同様に児童館となります。現在取り組まれている児童館の統廃合は、本制度の主旨に逆行するものと考えます。

また、ニーズ調査からも高学年の居場所としての児童館の役割は明確かと思います。

子どもの下校時刻や放課後の過ごし方の実態、発達に即した支援の必要性を考えると、地域の中で児童館など、高学年の子どもの生活の支援や自立を支えていく施設や事業が多様に用意されていくことも必要です。

国の基準の本質は、全ての小学生に対して、安全、安心な生活の場を保証する事を謳っていると認

識しております。特に共働き・一人親家庭の子ども達の居場所の確保は必達と考えます。その観点からも、本市においては、近隣市と比しても数多くある児童館の拡充こそが本制度の目的に沿った施策と考えます。

上記の矛盾に対して、市としてどのようなお考えを持っているかお聞かせください。

3. 計画的な施設確保について

年々、学童クラブの需要が高まっており、利用者は増加しています。

また、並行して保育園の待機児童対策が検討されており、益々共働きの家庭が増えていくものと考えます。

市内の保育園、幼稚園の利用状況と、市内在住の子育て世帯の動向を把握しながら計画的な学童クラブの施設確保を行っていくことが必要だと考えます。

学童クラブの施設には一定以上のスペースが必要であり、用地の確保、施設の確保が難しい状況については理解しております。また、学童クラブの増設に対して、学校用地を活用する場合、校長、教育委員会の理解が得られず難航している状況も把握しております。

本制度の中に、「市長の指示の元、学校の空き教室など公共施設の空きスペースを優先的に活用できる様にする事」を盛り込むことが必要と考えます。

以上